資料　2

入間市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現　行
（管理者） 第５条　略 ２　前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。 ３　略 附　則 （施行期日） １　略 （管理者に係る経過措置） ２　令和９年３月31日までの間は、第５条第２項の規定にかかわらず、介護支援専門員（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿主任介護支援専門員を除く。）を第５条第１項に規定する管理者とすることができる。 ３　令和３年４月１日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第５条第２項」とあるのは「令和３年３月31日までに介護保険法第46条第１項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第５条第１項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第５条第２項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第５条第１項に規定する」とあるのは「引き続き、令和３年３月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。	（管理者） 第５条　略 ２　前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ(3)に規定する主任介護支援専門員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿でなければならない。 ３　略 附　則 １　略 ２　平成33年３月31日までの間は、第５条第２項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第１号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第５条第１項に規定する管理者とすることができる。